

平成30年第7回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年12月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成30年12月11日 午前10時 平成30年12月11日 午前11時42分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	吉 岡 隆 幸	8 番	土 瀧 茂 勝	9 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	山 下 栄 子	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	三 溝 秀 行	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成30年12月11日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 (平成30年12月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
土 淵 茂 勝	1. 国民健康保険制度の抜本的見直しで、町民負担を減らすよう求め ます 2. エネルギー地産地消の取り組みを求めます

日程第2 議案第46号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負  
契約の一部変更について

日程第3 議案第47号 和解することについて

日程第4 議案第48号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第49号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補  
正予算（第2号）

日程第6 議案第50号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第51号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第52号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 請願第3号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を求める請  
願

---

午前10時 開議

### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第7回江北町議会定例会会期5  
日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

## 日程第1 一般質問

### ○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き質問表の順次に従い、発言を許可いたします。

8番土淵茂勝君の発言を許可いたします。御答弁願います。

### ○土淵茂勝議員

おはようございます。雨で寒い中、皆さん御苦勞さまでした。早速、質問に入りたいと思いますけれども、最初に、国民健康保険制度の抜本的な見直しについて質問をいたします。

その前に、皆さんのお手元に資料を用意しております。資料をつくっていただいた各課の課長の皆さんにはお礼を申し上げたいと思います。

1枚目の資料について、簡単に説明をしますけれども、今年度から県が保険税率の標準税率を示すという取り組みをしております。その結果をここに出しておりますけれども、その結果として、一番右端を見てほしいと思いますけれども、10市のうち5つの市が据え置きと、引き上げたところが5自治体ございます。また、町のほうでいきますと、10町のうち7町が据え置き、引き下げは2町というふうになっております。そういう資料として今出しております。

そこで質問に入りますけれども、ことしの4月から佐賀県が標準保険税を示して、各市町はこれを参考に保険税額を決めるというやり方で国保の財政運営が始まりました。江北町では、これまでの税率を変えないで不足分を一般会計から補い、県への上納金を納めることとしました。県への上納金は幾らになりますか。一般会計から補填する不足分の金額はどれぐらいと見込まれますか。また、国保の運営状況の特徴について伺いたいと思います。

### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三溝福祉課長。

### ○福祉課長（三溝秀行）

おはようございます。それでは、土淵議員の質問にお答えしたいと思います。

県への納付金及び国保の運営状況についてということですが、まず、国保の現状と納付金について、平成30年度の当初予算では県から示された標準税率を適用せずに税率を据え置いていたため、国民健康保険税だけでは県へ支払う事業費納付金3億2,790万995円を支払うことができません。また、療養給付費などの支出見込み額が国や県からの交付金などの

歳入見込み額を上回ることが予想されたため、法定外繰入金を1,531万9千円計上いたしました。平成30年度の決算見込みについてはまだ半分も支払いをしていないため、現段階ではわからない状況であります。

次の、国保の運営状況についてですが、国保の運営状況の特徴についてということで、平成29年度決算との比較についてはまだ、本年度は年度途中でありますのでわかりませんが、一応28年度と29年度の決算ということでお話をしますと、収納に関しては、平成29年現年度分の収納率が97.02%でした。平成28年度分と比較してもほぼ同率となっております。

次に、健診に関しましては、平成29年度の特定期健診受診率は45.8%で、平成28年度と比較すると、若干ではありますが増加した状況であります。

次に、滞納繰越分については、平成29年度分が894万9,944円でした。平成28年度分と比較してもほぼ同額程度となっております。

最後に、療養給付費、これは医療費に関してであります、平成29年度分決算が7億6,473万3,191円でした。平成28年度と比較すると、若干ではありますが減少している状況であります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

今年度の国民健康保険税の軽減件数についてお聞きしたいと思いますけれども、課長のほうからよろしくお願いします。

一応資料として2枚目に載せていますので、それに基づいて説明をしていただきたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三溝福祉課長。

**○福祉課長（三溝秀行）**

土渕議員の再質問にお答えします。

この資料についての説明をということですが、現在、国民健康保険税は世帯に賦課しております。世帯主国保加入者の総所得金額の合計33万円以下について7割軽減ということで、本町では世帯数として341世帯、そして、5割軽減のほうは33万円プラスの27万5千

円掛けるの被保険者数ということになっております。それが185世帯。それから、2割軽減が33万円プラスの50万円掛けるの被保険者数以下となっておりまして、世帯数で申しますと、軽減にかかっておられる世帯が141世帯。

この土渕議員の国保加入世帯と被保険者の29年度平均ということで1,152世帯となっておりますが、これについては11月1日現在、うちのほうでは1,123世帯ということで、軽減の世帯数は江北町加入者世帯の全体の59.4%となっているところでございます。

以上でございます。（「人数では出しておりませんか」と呼ぶ者あり）人数では、土渕議員示されておりますが、平均で2,028人ということで土渕議員のほうは資料を出されておりますが、11月1日現在で被保険者数、擬主として世帯に掛けております。それで、この1,261人の人数が若干変更になりまして、1,055人となっております。それで、軽減の判定人数については、江北町全体で、土渕議員の資料では2,028人となっておりますが、1,947人でありますので、54.2%が軽減にかかっている人数でございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

数字については、もう少し後で正確にまた確認をしたいと思っておりますけれども、この国民健康保険の軽減件数というのを出してもらったのは、国民健康保険に入っている方の中で軽減を受けている方が、今年度の11月1日で667人、それから、人数で……（「世帯」と呼ぶ者あり）667世帯ですね。それから、人数が1,261名ということで確認できますね。それを出したのは、先ほど課長のほうからも国保加入世帯の中に占める割合を出してもらいました。世帯では59.4%、人数では今54.2%というふうに言われましたけれども、もう少し高くなるんじゃないかと思っておりますけど、いずれにしろ半数以上が軽減を受けておられるということは、この数字で私思うのは、いかに国保に入っておられる方の所得が少ないかということを示していると思うんですね。そのことを確認する上でこれを出していただきました。

そこで、次の質問に入りますけれども、来年度の県が示すというふうになっておりますけれども、標準保険税率はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。同時に、町は改定される保険税率、標準保険税率ですけれども、それに対して来年度の町の保険税を変更するかどうか、いわゆる値上げするかどうか、そのことを聞きたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三溝福祉課長。

○福祉課長（三溝秀行）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

平成31年度の国民健康保険税の標準保険税率については、現在、県において仮係数の算出が行われており、12月末、1月当初に確定係数の提示がある予定となっております。基本的には、公表される標準税率に改正しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

今の答弁は、来年度の県が示す標準税率、それに合わせて町の保険税を上げるという答弁でしたかね。確認のため、再度お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。三溝福祉課長。

○福祉課長（三溝秀行）

土渕議員の再質問にお答えします。

基本的には、先ほどから言ったように標準税率に合わせるということで、今のところは、若干ではあるが上がるというような状況を考えているところでございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し正確にお答えをしたいと思います。

その上げるのかということでいけば、あくまでも町の考え方としては、県が示した標準税率を適用するというだけありますから、先ほど福祉課長が少し上がるようなことを申し上げましたけれども、標準税率そのものが今示されていない以上、我々として今申し上げられるのは、基本的には標準税率をそのまま適用する考えでありますという、以上でも以下でもありません。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

県の標準税率が示されていないということで基本的な考え方を言われたということで確認をしたいと思いますが、今、各町で来年度の保険税、町の保険税をどうするかということで論議されております。既に近くの町では基金を設けて保険税を据え置くという措置をとられたところもあります。

私は、江北町の保険税率は県内でも高い、1番とは言いませんけど、高いほうになっております。私はこれ以上、標準税率が上がったからといって国保を上げるというのはいかかなものかと思えます。また、上がるべきじゃないと。先ほど私が軽減税率のところでお話しました。今、町内の国保に入っている方たちの所得がどんなに厳しいかということを考えて、法定外の一般会計からの繰り入れというのは避けられないんじゃないかというふうに思います。ぜひそういうふうに進めてほしいというふうに思いますけれども、その点について町長、どういうふうにお考えですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

土渕議員の御質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり、今年度からいわゆる国保の広域化ということがなされまして、当然そうしたルールの中で、基本的には県が運営をする中で、各市町ごとの標準税率を示してそれを適用するということになっておるわけでありますから、基本的にはそのルールにのってこれからも進めていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

国保税の仕組みの構造的な問題点に触れて次は質問に入りたいと思います。

今、現状からいいますと、これ以上国保税が上がるということは、国保加入者の負担というのは、やっぱりすごく大きくなって厳しくなっていくというふうに思います。それを抜本

的に変えるということが必要になっているんじゃないかということで質問なんですけれども、高過ぎる国保税は国保制度の構造的な危機となっております。医療保険制度としての持続性を揺るがしているということではないでしょうか。県と市や町での共同運営でもこの問題を解決できないということは、町長の今の答弁でも明らかになっていると思います。県が示す標準税額に沿って町の保険税を決めれば、本当に大変なことになるということではないでしょうか。そういう中で、全国知事会など、全国市長会、全国町村会もというふうに私は認識しておりますけれども、2014年に既に協会けんぽの保険料並みの引き下げを求めて、1兆円の公費負担を政府に要望しております。このことなしには国保の危機は解決できないとの各市町の率直な気持ちだと思います。町長の考えも同じでしょうか、お聞きします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

土渕議員の御質問にお答えいたします。

今回、質問通告をいただきましたものですから、あっちこっち探すんですけれども、全国知事会が1兆円の公費負担増を政府に要望したという公式な要望書というものが見当たらず、いろいろ調べておりますと、知事会として公式にというのですか、正式に1兆円公費負担増というふうな要望を出されているんですかね。このことそのものが事実の確認ができなかったものですから、それを前提とした御質問にはお答えしかねるということでございます。もしお手元にでもお持ちであれば、ぜひ御紹介をいただければと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

私の質問の中には、全国市長会、全国町村会もというふうに書いておりますけれども、町村会でそういうことをした記録というのはないということですかね。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

町村会においても、土渕議員から御質問をいただいたような1兆円投入という文言が入っ

ているものは、大変恥ずかしながら、私自身は見たことがございません。

**○西原好文議長**

土淵君。

**○土淵茂勝議員**

金額は明らかでないけれども、増額を求めるということは間違いないですか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

増額を求めるという言葉も、今おっしゃった言葉そのものが入っているかどうかというのは、今、私には記憶がございませんが、去る11月16日にこれは例年行われている全国大会がありまして、国保制度改善強化全国大会というものがありまして、私も県内のほかの首長数名とともに出席をさせていただきました。その中では、一にも二にも国保制度の維持ということ要望いたしましたし、現在予定をされている3,400億円ですか、この財政投入というのをきちんとする必要があるというふうなことは決議文にも書かれておったということは記憶をいたしております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土淵君。

**○土淵茂勝議員**

私がこの質問をしている根拠は何かといいますと、11月2日に日本共産党として国保税の抜本的な見直しの政策を出しました。その中で、今全国知事会がこういう要望を国に上げているという記述がありました。そういう意味で、もう一度その点を私も確かめてみたいと思います。

そこで、次の問題に移りたいと思います。

国保税の中には、いわゆる所得割というもののほかに均等割、平等割というのがあります。その1兆円という話ですけれども、これは正確にもう一度確認をした上でまたもう一度質問をする機会を設けたいと思いますけれども、今、全国の国保税の制度を変える上で、均等割、平等割、これをなくすためにはこれぐらいの金額が要するというふうな指摘でございます。だから、均等割、平等割をなくせば国保税は大幅に引き下がり、協会けんぽ並みになると指摘

されております。幾つかの市町でもその取り組みをしているところも出てきています。とりあえず幼児から中学生までを対象として均等割をなくすことで、子育て支援として取り組む考えはないか、町長にお聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

土渕議員の御質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、先ほど来、土渕議員の御質問の御主張のもとになっているのが全国知事会なり市長会なり町村会での1兆円投入の要望があったということを前提にお話をされました。あったけれども、町長も同じ考えかというようなお尋ねの仕方をされたわけですが、そもそも、あったけれどもという事実そのものがきちんと確認ができない上で、私がそれについてお答えをすることはできないというふうに思います。古典落語に時うどんですかね、時そばですかね——というお話がありますけれども、そのような感じもいたします。1兆円の投入についての意見には賛成かと言われて、もともとそういう意見が出されていたかどうかということは、ぜひその議論の前提として御確認をしていただいた上で御質問いただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほどお話がありました所得割合と、均等割の廃止の考えがないかということで、すけれども、国民健康保険法の施行令にもともと賦課徴収の方法というものがあまして、3通りが定められております。この中の一つを我が町としては選択をして現在賦課徴収をしておるわけですが、大変残念ながら、土渕議員が御提案いただいたような賦課の方法というのは記載をされておられませんので、そうした賦課の仕方はできないということでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

1兆円という問題についての根拠については、先ほども言いました、もう一度確かめますけれども、ただ、公党が正式に政策として出している文書ですから、それは全く根拠がないということはいえないと思います。ネットでもきちっと出しております。

そこで、今の話です。いわゆる均等割の話ですね。少し説明をしてから再度聞きたいと思えますけれども、これは政府の試算でもそうだとことでありますけれども、所得は低いのに保険料が一番高い、これは現実、国保税の実態です。国保加入者の1人当たり保険料は政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という高い水準になっております。これは協会けんぽにしる大企業の組合健保にしる、平等割とか均等割というのはありません。所得に応じた保険料となっております。その中で一定の減額があるものの、子供の数が多いほど国保税が引き上がる均等割はまるで人頭税、子育て支援に逆行しているとの批判が今上がっております。人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制度で、人類史上最も原始的で過酷な税とされております。それが21世紀の公的医療制度に残っているということではないでしょうか。

今、政府の国保の制度はそうなっているということですね。この時代錯誤の仕組みこそ国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担をしている最大の要因になっております。そのあたりの認識については町長、どうでしょうかね。そういうふうに思われるかどうかということと、もう一つは、まだ少ないけれども、仙台市、それから、東京都の清瀬市、旭川市などで子供の均等割の独自軽減に踏み出しております。だから、できるということですね。この時代おくれの人頭税、均等割削減に取り組むということで、先ほどそういう考えはないかというふうに質問をしているわけです。

それで、資料の3枚目に、これは先ほど言いました日本共産党の政策の中で示されている一覧表ですけれども、「均等割・平等割（世帯割）をなくせば、保険料（税）は大幅に引き下がり、協会けんぽ並みになります。」という数字が一つの模範として、給与年収400万円、4人家族について、国保と協会けんぽの比較がっております。これを見れば、わかりますように、いかに国保が高いかということが示されております。給与年収240万円の単身者の場合も同じです。

もう一つ資料として担当課から出されております4枚目ですけれども、国民健康保険被保険者の中で、これは18歳からの子供たちの数を出してもらっております。平成30年11月1日現在ですけれども、被保険者ということで男性が94人、女性が86人、合わせて180人です。これはゼロ歳からずっと入っていますね。私はここで思うのは、この一人一人、いわゆる子供たちは全く所得がないんですよ。そこに均等割という形で税をつけるということが、先ほど言いました、やはりこれが国保が持っている大きな矛盾だと。だから、これをそのまま

にしておいては町の保険税を上げるしか今の国保の会計状況を解決することはできないというふうになります。しかし、それは不可能だと思うんですね。それか制度そのものが崩壊してしまうかと。

そういう意味で、今回、こういう根本的な問題について指摘したわけですがけれども、そこでもう一度言いますけれども、実際今3つ、まだほんの少数ですけど、3つほど均等割の独自の軽減——軽減ですから、なくしたというふうに書いていないから、私もそこまでは調べておりませんが、そういうことができるということですので、ぜひ子供たちの子育て支援という一面から減額をするという一つの措置はとれないものか、そのことを町長にお聞きしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたしますが、やはり言葉というものは大切にしないといけないというふうに思いますし、特にこうした議論の場では正確を期す必要があるのではないかとこのように思っております。なぜなら、昨日も答弁で申し上げましたけれども、そういう記憶とか思い込みで議論をしていけば、具体的な実効性のある議論はできないというふうに私は思うものですから、記憶よりも記録ということだと思いますし、やはり事実というのを押さえていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そうした中で、先ほど私が申し上げたのは、全国知事会として2014年に政府に対して1兆円の公費負担増を要望しているがとおっしゃったから、本当にそういう事実があるのでしょうかということをお尋ねしたわけであります。

それと、先ほどの均等割についても、繰り返しになりますけれども、国民健康保険法の施行令によりまして、賦課の方法というのは決められておるものですから、その中で、均等割がない者はないということであるものですから、なくすことはできないというふうに申し上げたわけであります。

先ほどの土淵議員の御質問では、なくしたのではなくて軽減ですか、そうしたことをしている自治体があるというふうなことを今、初めてお聞きをしたわけでありますがけれども、ですから、その軽減ということは制度としてはあるのかもしれませんが、少なくとも今、なくすことはできないのかという御質問でありましたから、我々も通告を受けて検討いたし

ておりましたけれども、施行令に基づけば、なくすことはできないという答弁を御準備させていただいたところでもあります。ですから、今、御紹介をいただいたような自治体の事例というのも存じ上げませんものですから、それは今から研究をさせていただくということになるのではないかなと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土渕君。

**○土渕茂勝議員**

今回は、基本的な問題は国保税の財政運営を県に一本化したという中で国保の制度としての危機が解決できるかという問題で、根本的な問題として問題提起をしたということです。その問題は、結局、平等割、均等割というのは、制度としては前近代的な制度なんだということを指摘しました。そのことは先ほども言いました、子供たちは収入がないのに税金をかけられると、これは不思議だと思いませんか。これは国の制度がそうっていないというのははっきりしています。そのことを前提に話をしているわけですね。今の国の制度では国保は成り立ちませんよと。だから、今——成り立ちませんよと言い切るのもあれなんですけれども、やっぱりそういうところに今来ているんじゃないかなと。だから、考えを変える時期に来ているんじゃないかと。だから、問題提起を今しております。その中で、子供たちの均等割を軽減しているところもあらわれている。だから、それは事実ですから、後で調べてほしいと思いますが、そういう考えはないかどうかということをお聞きしたいと思います。そのことについて答えてほしいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

土渕議員の御質問にお答えいたします。

国保制度の堅持ということについては異論はないですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）そこは土渕議員とも同じ目標のために今、議論をさせていただいているということだと思いますが、先ほど来の御質問をお聞きしますと、国会での質問かと思うばかりの御質問でありまして、私は町長という立場を今あずかっておるものですから、やはり町として国保制度の堅持、維持のためには何をすべきかということ考えた場合に、先ほども御指摘いただ

きましたけれども、江北町はほかの市町に比べて保険料が相対的に高いという御指摘をいただいたりしております。ということは、以前にも申し上げたように、決して我々江北町がほかの市町の皆さんに比べて必要ないのに余計にいただいているわけではなくて、とりもなおさずそれだけ医療費がかかっているということだからなわけであります。ですから、我々町としては、できることということは、もしくはなすべきことというのは、やはり医療費を下げていくということをやっていく必要があるんだろうというふうに思います。

今年度もさまざまな健康増進のための取り組みをやっておりますけれども、やはりこうしたことを通じて医療費を下げていくということか、前申し上げましたように、所得でも下げないと保険料は下らんわけです。以前の繰り返しになりますけれども、保険料がどうやって決まるかということ、所得の水準と医療費の水準で決まるわけですから、所得を、もうけないでくださいと、稼がないでくださいというふうには言えないわけですから、そうなれば、やはり医療費を下げていくしかない。ですから、医療費を下げるためにも町民の皆さんの健康増進のための取り組みをさまざまやるということが、我々町に課されている責任というふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

今、私の問題提起は、国民健康保険制度を守っていくという、その点では町長と一緒に。ただ、それに県一本化したんだけど、限界があるんじゃないかと。それは現実になっております。来年度の県が示す、江北町に示す標準税額も私に寄せられた情報ではまた上がるということになっております。それも所得割じゃなくて、均等割、平等割です。均等割、平等割は、先ほども言いました所得がないのかかるという問題ですね。ここに矛盾があると。その点は、町長に今の制度そのものを否定するということで聞いているんじゃないかと、そういう矛盾があるんじゃないかと。そこに手をつけないと、医療費を下げていくという、医療費がかからないように——かからないようにというよりも、健康でみんなが過ごせるということだと思うんです。医療抑制じゃないですよ。健康でと。それは全く異論はありません。ただ、そういう努力をしても、今の制度には一般の協会けんぽとか、それから、大企業の組合健保ですか、そういうのを比べても、大きな違いがどこにあるかというのはやっぱり平等

割、均等割だと。そのあたりの認識というか、それについてはどうですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

土淵議員の御質問にお答えいたしますというか、逆に私のほうから議論を投げかけるように恐縮なんですけれども、先ほどから御紹介をいたしておりますとおり、保険税の賦課徴収の方法は幾つかあると。施行令で定められておるといことなんですけれども、どの方式をとるかというのは各市町それぞれであります、全国ですね。ただ、御存じのとおり、その中でもいわゆる3方式と言われているものを佐賀県内の市町は全部適用しているわけですから、先ほど江北町の保険料が高いことをおっしゃってまして、そういう面からも均等割をなくすというのですか、軽減というふうなことだと思いますけれども——とおっしゃいましたけれども、少なくとも今、同じルールで県内あるわけですよ。江北町がそこだけルールを変えて保険料が下がったということが、本当にそれが国保制度の維持であるとかいうことになるのかどうか、それは逆に我が町のことだけの話でありますし、少なくとも今、県内は全体同じく3方式を用いているわけですから、その上で、やはり江北町の保険料をどうやって下げていくかということであるならば、私はもうけなくすることでもしない限りは医療費を下げていくしかないというふうに思っております。言うまでもないことですが、医療費を下げるために健康増進の取り組みをやっているわけではありませんけれども、だからといって、そういう目的の一つでないということではないということでもあります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

土淵君。

**○土淵茂勝議員**

問題提起ということで聞いていただければよかったんじゃないかなと。今の制度の中で考えれば、もちろん私が今提起している問題は、それはできないことですよ。ただ、もう今の制度のままじゃだめだという質問をしているので、江北だけの話を言っているんじゃないかと、国民健康保険の制度のあり方の問題点を、私は町長にどう思われるかということで聞いたんですけれども、町内でという答弁ですので、これはまたこの次の機会にやりましょうかね。よろしくをお願いします。

じゃ、次に行きましようか。

**○西原好文議長**

はい、次行ってください。土渕君。

**○土渕茂勝議員**

時間もあと20分もないですから、エネルギーの地産地消の取り組みを求めるということで質問いたします。

この間、電力の供給にかかわる特徴的な出来事がありました。1つは、9月3日未明に起きた最大震度7の北海道地震で北海道の電力の半分、165キロワットを担っていた苫東厚真火力発電所が緊急停止、道内全域に及ぶ停電、日本で初めてのブラックアウトで数日にわたって住民の生活、営業に甚大な影響を与えました。北海道は太陽光や風力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーの宝庫でもあります。泊原発稼働を優先させ、再エネ転換を怠った国電の経営方針による人災だと指摘されております。

同時に、この問題は電力の安定供給のためには大規模集中発電から分散型への転換が必要だということを示していると思います。

もう一つは、九州電力による太陽光発電などの停止の措置です。10月12日、太陽光発電事業者に対して発電の一時停止を求める出力抑制を実施すると一方的に発表、13日、14日の両日と、さらに20日、21日実施し、九州全域で原発優先と怒りの声が上がりました。

九州は太陽光発電を初め、再生可能エネルギーの宝庫です。既にその発電量は原発の8基分に相当すると言われております。九電が稼働している玄海原発、鹿児島島の川内原発を合わせて4基、原発なくても電力は十分足りているということではないでしょうか。

そこでお聞きします。江北町で太陽光発電のパネルを設置している民家は何件ありますか。公共施設はどうですか。また、町内に事業者は何人ぐらいおられるか。あわせて、発電能力と年間の発電量はどれぐらいあるか把握されているか、お聞きします。あわせて、江北町の年間の電気使用料がわかれば教えていただきたいと思っております。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富和隆）**

土渕議員の質問にお答えしたいと思います。

町内のパネルの設置件数と年間発電能力と発電量の件につきましては、まず、太陽光発電

は一般的に住宅用太陽光発電と産業用太陽光発電に区分されております。住宅用太陽光発電の出力は10キロワット未満で、産業用太陽光発電の能力は10キロワット以上の設備を指しております。

御質問の江北町内に太陽光発電を設置している民家、これは住宅用ですけれども——の件数は483件、公共施設への設置は、役場庁舎に設置をしております。また、事業者、これは産業用を指しておりますけれども、その件数につきましては137件であります。

次に、年間の発電能力と発電量につきましては、発電能力は10キロワット未満で2,287.6キロワット、10キロワット以上で4,303.3キロワット、合計の6,590.9キロワットとなっております。発電量は、平成29年10月から平成30年9月までの1年間で10キロワット未満で178万789キロワットアワー、10キロワット以上が545万1,439キロワットアワー、合計の723万2,228キロワットアワーとなっております。

それと、江北町内における消費電力量ということでありまして、これにつきましては、平成29年10月から平成30年9月の指数で1億8,530万6,647キロワットアワーとなっております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

担当課の詳細な資料を集めていただきました。そういうことで、今の最後の年間使用料については、5枚目の表には書いておりません。これはこの質問を触れていましたので、課長にお願いしました。それで、今先ほど1億8,530万、あと、ちょっと数字は覚えていませんけれども、あったということで、その江北の年間使用料に対して太陽光発電がどれぐらい占めているかというのはパーセンテージで出しておりませんので、それは後で皆さんで調べていただきたいと思います。

佐賀県は太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーは全国でも1番というふう聞いております。江北が県内で何番かというのはわかりませんが、やっぱり足りていると、相当つけられているというふうになります。

そこで、最後の質問ということになりますけれども、原発はなくても電力は足りている、原発のごみや使用済み核燃料の処分場もない、文字どおりトイレのないマンション、事故は

なくとも莫大な費用がかかる原発は即時ゼロに、未来あるエネルギー産業として太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーを進めるようにと、小泉純一郎元総理は佐賀に来て語られました。今、全国行脚をされているそうです。町長にもこの講演の内容のCDを渡しておりますけれども、視聴していただいているかどうかもお聞きしたいと思います。

まちづくりにとっても希望のある魅力的な取り組みにつながると考えます。財政的な支援も含め、エネルギーの地産地消に取り組むよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

私、ことし50歳になったんですけれども、50歳が若いか、若くないかというのは、やはり相対的なものだなということを思います。例えば、老人会なんか呼んでいただいて出前談義なんかで行くと、ああ、町長さんはまだ若かねと50歳でも言ってもらえるんですけど、役場で若い職員と話していると、ちょっともう50歳は私も年だなと思うわけです。

何を言いたいかということ、相対的なものというか、やはり比べるもんがあって初めて若いかどうかということもあるわけでありまして、先ほど環境課長が江北町の発電量とか発電能力のことを申し上げましたけれども、それがどうなのかというのは、江北町はこれだけですと言っただけでは多分わからないなと思うんです。県内、先ほど土淵議員も御紹介いただいたように、佐賀県全体としては非常に太陽光の発電というのは進んでいるわけで、整備がされているわけですが、その中で県内で江北町がどうなのかというふうなこともやはり我々、答弁をする側としては、単純に質問をいただいた項目だけに事実を答えるだけではなくて、そういうことにも思いをめぐらせたり想像力を働かせたりして準備をすべきだったなということを今、反省をいたしております。

ですから、もし土淵議員から、では県内で江北町はどうかと言われたときには、もう実はお答えをするすべを持っていないわけですよ。それは、やはり我々執行部がそういうことまできちんと準備をして、県内の中での比較であるとか経年の比較であるというのはやはり準備すべきだったなということを、私を初め、まず反省をしたところでありました。

今回、江北町がどうかということまでは御質問いただかなかったので済んだわけですが、次回もし御質問いただいたときには、ぜひそういう比較をできるような資料といいま

しょうか、情報といいたまいますか、整理をきちんと我々はやるべきだなということを今回の御質問で痛感をいたしましたものですから、まずはそこは、おわびということではないわけですが、反省をさせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどのCDの件ですけれども、私もこの講演会、もし時間があればぜひ聞きに行きたいなというふうに思っておったものですから、残念ながら、聞きに行けなかったもので、今回、土渕議員からCDをいただいたのは大変ありがたかったです。土渕議員から元総理の小泉純一郎さんの講演のCDをいただくなんてというのは非常に、ある意味隔世の感があるなというふうに思ったわけでありまして、今、元総理がそういう御主張をされておられるというのは存じ上げております。ただ、CDそのものは、ぜひこの議会が終わったらゆっくり聞こうと楽しみにしております、まだ今の時点では聞いておりませんが、確実に聞かせていただきたいというふうに思っております。

それで、最後の御質問でありましたけれども、きょうも言葉そのものについてもいろいろ申し上げましたけれども、エネルギーの地産地消ということそのものについては、私も同意をしております。それを、例えば太陽光発電に限るとか、それそのものが今度また原子力発電云々ということではなくて、エネルギーの地産地消に取り組むよう求めたいということでありまして、ぜひここは我々もいろんな知恵を絞って、そうした取り組みは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

原発との対比ということで、原発と対比してもちろん出しているわけですが、やっぱりエネルギー革命、歴史の上でのエネルギー革命だというふうに今捉えていく必要があるんじゃないでしょうか。産業革命が石炭から始まって、戦後、石油に変わりました。そして、今ではやはり太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーの開発ということがやっぱり求められていると思います。そして、この再生可能エネルギーの大きな特徴は、いわゆる分散型の形で、例えば江北町でもできるというメリットがあると思います。ですから、地域にも経済効果はあります。有名なのは、福岡県の筑後にありますけれども、3万8,000人のみやま市がエネルギーの地産地消を掲げて、市がお金を出して会社をつくっていると。これは町長も

御存じだと思うんですね。これは一つの参考例としてありますので、そういう経験も学びながら、町としても佐賀県ではトップだというような、そういうトップになるというような意欲で再生可能エネルギーのまちづくりをぜひやってほしいと思います。

最後に、これは紹介だけですけれども、各議員にはみんな渡っていると思います。玄海原発問題資料集というのが。行政の方にはどうか知りませんが、原発をなくそう！九州玄海訴訟原告団の資料なんですけど、この中で紹介したいのは、14、15ページにあるんですけれども、全国の主な原発の設置状況という一覧表がありました。私もこんなに詳細に見ることは余りないので、初めて見たわけなんですけれども、全国に66カ所ございます。その中で廃炉の選択ができたのが20カ所です。再稼働が8基です。そういう意味で、原発はもう時代おくれたと思います。再生可能エネルギーに町が先陣を切っていくということを訴えて、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ○西原好文議長

8番土淵茂勝君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開11時10分。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

#### ○西原好文議長

それでは、再開いたします。

議事日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第3号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、請願第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

請願第3号を上程いたします。

職員をして請願を朗読させます。平川局長。

#### ○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

## ○西原好文議長

朗読が終わりましたので、請願第3号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝君、御登壇願います。

## ○土淵茂勝議員

それでは早速、趣旨説明を行いたいと思います。

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を求める請願。

請願者は、江北町下小田の武富義之さんです。

紹介議員は私、土淵茂勝です。

請願趣旨を読み上げて、説明にかえたいと思います。

全国知事会は7月27日、佐賀県議会は11月22日、日米地位協定の抜本的見直しを全会一致で初めて決議をしました。沖縄県に限らず、米軍基地の存在が、米軍機騒音、米軍人等による事件、事故、環境問題により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いております。

基地周辺以外の自治体においても、艦載機やオスプレイなどによる飛行訓練が実施され、騒音被害のみならず、国内各地で墜落事故や「不時着」も相次いで発生しており、住民の不安も高まっております。

日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の立ち入り権もありません。在日米軍に航空法や環境法令など国内法を無視して自由勝手に訓練するなど異常な特権を与えている国は、世界でも日本だけです。

国において、国民・町民の生命・財産を守り平穏な生活を保障するため、日米地位協定を抜本的に見直し、日米間の対等な関係を構築するよう求める意見書を、江北町議会でも採択するよう求めます。

皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

## ○西原好文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

### 日程第2 議案第46号

## ○西原好文議長

日程第2. 議案第46号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第46号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事(機械・電気)請負契約の一部変更については原案どおり可決と決しました。

**日程第3 議案第47号**

**○西原好文議長**

日程第3. 議案第47号 和解することについてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第47号 和解することについては原案どおり可決と決しました。

**日程第4 議案第48号**

**○西原好文議長**

日程第4．議案第48号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

**○池田和幸議員**

最初の開会のときに、町長の説明の中に若干あったかなと思いますけれども、ちょっと確認でもう一度お聞きしたいと思います。

3ページの中に、第2条 継続費の変更は第2表 継続費によるということで、7ページ、この中で廃止という形でありますので、佐賀のへそ・ふれあい交流センターの図書システム購入費の件ですけど、この辺をもう一度説明をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

池田議員の御質問にお答えします。

図書システムについては、例年、昨年度までは年度を指定して、委託期間を指定して契約をしておりました。その関係上、債務負担行為の計画を出していたわけですが、今年度からは長期継続契約ということで、言ってみればゼロックスとか、事務機器の契約については長期継続契約ということで、単年度の契約でやっていくということになりましたので、債務負担行為の分を廃止しているというところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

28ページに限度額、それから前年度までの期間という形で今回、30年度の金額と入っていますけれども、今のちょっと課長の説明で少しわからなかったところがありますので、この辺も含めて説明をお願いできますでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

池田議員の御質問にお答えします。

現在、佐賀のへそ・ふれあい交流センター図書システムの導入については、30年度末をもって終了することになります。

新年度からは先ほども申しましたように、長期継続契約ということでまた契約をし直すと、新年度でやり直すということから、ここの廃止ということで、債務負担行為の廃止ということで計上しているところです。

**○西原好文議長**

補足説明を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、この交流センターの図書システムにつきましては、当初は導入当初から県と共有をいたしておりまして、導入する際に、もともとその時点で債務負担行為を起こしておりました。本町も県が債務負担行為を起こしていたということで、同様に債務負担行為を起こしていたわけでありますけれども、本年、江北町に長期継続契約に関する条例というものがございいます。これに照らし合わせてみたときに、この長期継続契約に該当することが判明をいたしました。そういうことで、わざわざ債務負担行為を起こす必要がないということでしたので、28ページの債務負担行為の調書からも削除をしているところであります。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。8番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

事項別明細書の17ページの一番上の保育所整備補助事業、減額の6,831万1千円の中身について説明をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

土渕議員の御質問にお答えします。

まず、大まかには大きなものとしては、永林寺保育園の既存園の保育所整備が、当初は30年度単年度事業でございました。これが平成30年度、31年度の2カ年度の事業となったため、減額するものでございます。また、補助事業の詳細については、変更にもなっております。

まず歳入の部でいきますと、補助率の変更、当初2分の1であったのが3分の2の補助率になります。また、補助限度額が変更にもなっておりますので、この関係で歳入の分が若干ふえるようになります。

また、歳出の分では補助金の限度額の変更ということで、多く支払うことになるということになります。金額については、永林寺保育園の既存園の、当初は2億9,298万3,840円、これが補正後の見込みとしましては2億7,128万1,800円ということで、2,170万2,040円の減額になります。

交付金の基本額が当初は1億1,981万4千円でありましたけれども、補正後の見込みとしましては1億6,489万4千円ということで、4,508万円の増になります。

また、既存園が31年度に繰り越されるということから、30年度では歳入の見込みは2,087万8千円の減になるということになります。

次に、歳出の分ですけれども、事業費については、先ほど対象経費の事業費については歳入と変わりませんけれども、対象交付基本額が当初は1億7,972万1千円であったのが、補正後の見込みとして1億8,550万5千円ということで、4,508万円が増になります。また、これも31年度に繰り越す部分にするものを減額しておりますので、30年度では6,841万8千円の減額となります。

したがって、30年度の補正では6,831万1千円の減額をしているところでございます。

以上です。

#### ○西原好文議長

土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

細かい数字はよくわかりませんでしたけど、永林寺の保育園の整備事業補助金なんですけど、これは来年度に、31年度に延びていくということで、補助金全体として減ったということですか、それともふえたということですか。その金額は結構ですので、その点をちょっとお願いします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

ふえたということになります。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第49号**

○西原好文議長

日程第5. 議案第49号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第6 議案第50号**

○西原好文議長

日程第6. 議案第50号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第50号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第7 議案第51号**

**○西原好文議長**

日程第7．議案第51号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第51号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第8 議案第52号**

**○西原好文議長**

日程第8．議案第52号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

**○池田和幸議員**

1点だけ説明をお願いしたいと思います。

7ページ、特定環境保全の公共下水道の中の工事請負費、それから公有財産、補償費とありますけど、この辺の説明をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富和隆）**

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、工事請負費ですけれども、事業説明をつけておりますので、まずそちらをお願いします。

今回、補正の内容ですけれども、4番です。当初、予定していなかった污水管渠埋設工事、1カ所分ですね。これは上分のマンションの南側に新たに分譲計画がありましたので、その分の管渠工事を1カ所追加しております。

それと、公有財産購入と補償費ですけれども、これにつきましては、上惣地区の真空ポンプ場がありますけれども、そこの増設を計画しておりましたけれども、計画の見直しを行いまして、そこまでする必要がなかったものですから、そこを今回、公有財産と補償費を減額しております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

事業説明を見ていたんですけれども、これはそしたら分譲地の計画はいつごろという形はもう決まっているわけですかね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富和隆）**

既に造成はもう始まっておりますので、今後、年明けには発注を行いたいと思っております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 請願第3号

○西原好文議長

日程第9. 請願第3号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立少数であります。よって、請願第3号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時40分。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平

川局長。

**○議会事務局長（平川智敏）**

それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件の案について報告をいたします。

**○総務常任委員会付託分**

議案第48号 歳入全部と歳出のうち 款2 総務費 これはただし項1 総務管理費目5 企画費区分2 ふるさと納税推進事業費を除く 款3 民生費 款4 衛生費 款9 消防費 款10 教育費

議案第50号 議案第51号

**○産業常任委員会付託分**

議案第48号 歳出のうち 款2 総務費のうち 項1 総務管理費目5 企画費区分2 ふるさと納税推進事業費 款6 農林水産業費 款8 土木費

議案第49号 議案第52号

以上でございます。

**○西原好文議長**

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

ここで先ほど土淵議員から事項別明細書17ページの保育所等整備補助事業の金額についての詳しい資料の提出を議員のほうから求められておりますけど、百武課長、準備できますか。最終日にでもいいですから、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

御起立を願います。お疲れさまでした。

午前11時42分 散会